

○花巻市老人等日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年1月1日告示第21号

花巻市老人等日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市内に住所を有する要援護老人、ひとり暮らし老人及び身体障害者に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の利便を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目)

**第2条** 給付等を行う用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とする。

(給付等の対象者)

**第3条** 用具の給付等を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、別表第1の対象者の欄に掲げる者とする。

(申請及び決定)

**第4条** 用具の給付等を受けようとする者又はその者の属する世帯の生計中心者は、老人等日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）を福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、老人等日常生活用具給付（貸与）決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(受給者等)

**第5条** 用具の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）にあつては老人等日常生活用具受領書（様式第3号）を、貸与の決定を受けた者（以下「借受者」という。）にあつては老人等日常生活用具借受書（様式第3号）を所長に提出しなければならない。

(用具の返還)

**第6条** 借受者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、用具を返還しなければならない。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(費用の負担)

**第7条** 受給者は、別表第2に掲げる区分により、給付に要する費用の一部を負担しなけ

ればならない。

2 前項に定める費用は、用具の引渡しの日、直接用具納入業者に対し支払うものとする。ただし、用具の価格が別表第2に定める利用者負担額に満たない場合は、用具の価格を負担するものとする。

3 借受者は、維持管理へ要する費用を負担するものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の花巻市老人等日常生活用具給付・貸与事業実施要綱（平成9年花巻市告示第49号）、大迫町老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成5年大迫町告示第26号）、石鳥谷町老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成5年石鳥谷町告示第73号）又は東和町老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成2年東和町告示第75号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**別表第1**（第2条、第3条関係）

	種目	対象者	性能
給付	電磁調理器	おおむね65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等	電磁による調理器であって老人が容易に使用し得るもの
	火災警報機	おおむね65歳以上の低所得者の寝たきり老人、ひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの
	自動消火器	人等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で

			自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るもの
貸与	老人用電話	おおむね65歳以上の低所得者のひとり暮らし老人等	加入電話
	緊急通報	おおむね65歳以上のひとり暮らし老人等、身体障害者のみの世帯等	対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に通報承諾者等に通報することが可能な機器

(注) 低所得者とは、別表第2の基準のA又はBに該当する世帯をいう。

**別表第2 (第7条関係)**

日常生活用具給付等事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	生計中心者の前年所得税年額が非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)